一　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項（第一項第三号ロに規定する場合にあつては、同号の変更に係るものに限る。）のうち特定預金等契約の締結についての顧客の判断に資する主なものの概要及びこれに関する質問例

二　契約締結前交付書面に記載すべき事項の提供を受けるために必要な情報及び当該提供を受ける事項の内容を十分に読むべき旨

三　顧客から請求があるときは契約締結前交付書面を交付する旨

○内閣府令第一号
農林水産省令第一号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）及び関係法令の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年二月十五日

内閣総理大臣　菅　　義偉
農林水産大臣　野上浩太郎

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正）

第一条　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（特定貯金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合） **第十条の二十四**　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 ［一・二　略］ 三　既に成立している特定貯金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定貯金等契約を締結しようとする場合においては、次に掲げるとき。 イ　［略］ ロ　当該変更に伴い既に成立している特定貯金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該利用者に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（第五号及び次項並びに第十条の三十第二号ハにおいて「契約変更書面」という。）を交付しているとき。 四　［略］ 五　当該利用者に対し、簡潔な重要情報提供等を行い、かつ、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（第三号ロに規定する場合にあつては、同号の変更に係るものに限る。）について当該利用者の知識、経験、財産の状況及び特定貯金等契約を締結する目的に照らして当該利用者に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしている場合（当該利用者に対し契約締結前交付書面（外貨貯金等に係る特定	（特定貯金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合） **第十条の二十四**　［同上］ ［一・二　同上］ 三　［同上］ イ　［同上］ ロ　当該変更に伴い既に成立している特定貯金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該利用者に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（次項及び第十条の三十第二号ハにおいて「契約変更書面」という。）を交付しているとき。 四　［同上］ ［号を加える。］

（契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第百五十二条の二十六　［略］

2　準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第七条の三の規定並びに第百五十二条の六及び第百五十二条の七の規定は、前項第三号ロの規定による書面の交付について準用する。

［3・4　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。	（契約締結時交付書面の交付を要しない場合） **第百五十二条の二十六**　［同上］ 2　準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第七条の三の規定並びに第百五十二条の六の規定は、前項第三号ロの規定による書面の交付について準用する。 ［3・4　同上］

附　則

この命令は、公布の日から施行する。